

浜松科学館

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分			午前9時30分から 午前10時まで	午前10時から午後 9時まで 1時間につき	午後9時から午後9 時30分まで
ホール	教育関係団体	入場料（これに 類するものを含 み、資料代その 他の実費を除 く。以下同 じ。）を徴収し ない場合	470	940	470
		入場料を徴収す る場合	940	1,880	940
	その他	入場料を徴収し ない場合	940	1,880	940
		入場料を徴収す る場合	1,880	3,770	1,880
第1講座室 （セミナー ルームA）	教育関係団体	入場料を徴収し ない場合	160	320	160
		入場料を徴収す る場合	320	640	320
	その他	入場料を徴収し ない場合	320	640	320
		入場料を徴収す る場合	640	1,290	640
第2講座室 （セミナー ルームB）	教育関係団体	入場料を徴収し ない場合	160	320	160
		入場料を徴収す る場合	320	640	320
	その他	入場料を徴収し ない場合	320	640	320
		入場料を徴収す る場合	640	1,290	640

備考

1. 教育関係団体とは、学校教育法第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体のうち市長が認めるものをいう。
2. 利用時間の開始は午前9時30分から利用する場合を除き正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
3. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額とする。

浜松科学館

設備利用料金（単位：円）

ホール冷暖房装置				
1時間につき 1,610円				
(15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする。)				
種別		利用区分	金額	摘要
照明	調光装置	1日1回につき	2,090	1式
	アッパーホリゾントライト		990	1列
	スポットライト		470	1台
	フラッドライト		200	
	センターピンスポットライト		470	
音響	マイクロホン		470	1本
	ワイヤレスマイクロホン		730	1チャンネル
電源コンセント				200
備考				
1. 教育関係団体が利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の5割に相当する額とする。				
2. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。				